



サブスクリプションおよびゴールド サポート付き サブスクリプション規約

お客様によるサブスクリプションまたはゴールド サポート付きサブスクリプション(場合に応じて)の購入は、以下の条件(以下「サブスクリプション契約」)に準拠するものとします。

1. 定義

お客様のサブスクリプション条件には、次に掲げる定義が適用されます。

「**アクセス**」：コンピュータ プログラムまたはその他のマテリアルに関して、(a) コンピュータ プログラムもしくはその他のマテリアルを使用または実行すること、あるいは (b) コンピュータ プログラムもしくはその他のマテリアルの特性または機能を使用し、もしくはその他利益を享受することをいい、コンピュータ プログラムおよびその他のマテリアルを除くサブスクリプションの特典に関して、その特典から得た利益を使用し、もしくはその他利益を享受することをいいます。

「**営業時間外**」：お客様の地域を担当するオートデスク製品サポート コール センターが休業中の週単位の時間をいいます。営業時間外には、オートデスクの休業日およびその他のお客様の地域で予定される休業期間における時間も含まれます。

「**付属製品**」：オートデスクがサブスクリプションの一環としてお客様に対し随時提供する製品またはソフトウェア(対象ソフトウェアまたはアップグレードを除く)であって、(該当する場合)オートデスクが随時アップデートするのに伴いオートデスク サブスクリプション センターで詳細に定義されるものをいいます。オートデスクは、自己の裁量により、お客様への予告なしに、随時、サブスクリプションに付属製品を追加し、またはサブスクリプションから付属製品を除外する権利を留保します。付属製品には、個別のインストールを必要とし、対象ソフトウェアから独立して機能する、ツールおよびその他の付属品などが含まれる場合があります。付属製品によっては、特定の対象ソフトウェアに関するサブスクリプションの一環として利用できないものもあり、また利用できない言語、国、地域もあります。

「**付属サービス**」：オートデスクもしくはその被指定人により、もしくはこれらのために、またはオートデスクに関連しない別個の組織体により、所有されるもしくは運営されるサーバー上でホストまたは提供され、契約期間中にインターネットその他の接続環境を通じて随時利用できるサービスまたは機能などの諸サービス(対象ソフトウェア、アップグレードもしくは付属製品またはサポートを除く)であって、サブスクリプションの一環としてお客様に対し随時提供され、(該当する場合)オートデスクが随時アップデートするのに伴いオートデスク サブスクリプション センターで詳細に定義されるものをいいます。オートデスクは、自己の裁量により、お客様への予告なしに、随時、サブスクリプションに付属サービスを追加し、またはサブスクリプションから付属製品を除外する権利を留保します。付属サービスによっては、特定の対象ソフトウェアに関するサブスクリプションの一環として利用できないものもあり、また利用できない言語、国、地域もあります。前述の一般性を制限することなく、付属サービスには、Web サービスなども含まれるものとします。

「**オートデスク**」：デラウェア州の法人である Autodesk, Inc. をいいます。ただし、お客様が (a) ヨーロッパ、アフリカもしくは中東の国でサブスクリプションを取得する場合は、「オートデスク」とは、Autodesk Development Sàrl をいい、(b) アジア、オセアニアもしくはアジア太平洋地域の国でサブスクリプションを取得する場合は、「オートデスク」とは、Autodesk Asia Pte Ltd. をいいます。

す。

「オートデスク ソフトウェア ライセンス」：お客様と Autodesk, Inc.、Autodesk Development Sàrl または Autodesk Asia Pte Ltd.(場合に応じて)との間で適用される標準ソフトウェアライセンス契約またはライセンスおよびサービス契約であって、対象ソフトウェアの各コピーと同梱され、その他当該各コピーに適用されるもので、お客様に対し、そのオートデスク提供ソフトウェアをインストールしてアクセスするライセンスを付与するものをいいます。

「オートデスク サブスクリプション センター」：<http://www.autodesk.com/subscriptionlogin> に所在する Web サイトもしくはその後継サイト、またはサブスクリプションに関してオートデスクが指定するその他の Web サイトもしくは場所をいいます。

「コンピュータ」：1 つまたは複数の中央処理装置(CPU)を有する単一の電子装置であって、デジタルもしくはこれに類する形式で情報を受け、一連の命令に基づき特定の結果を得るために情報を操作するもの、またはそのような装置をソフトウェアで具現化したもの(あるいは、いわゆる仮想マシン)をいいます。

「契約管理者」：お客様が指定した個人であって、オートデスク サブスクリプション センターでソフトウェア コーディネータ、指名コーラーおよびユーザを指定する権限を有し、サブスクリプションの更新通知およびその他の運営上の通信を受け取り、また、契約管理者がソフトウェア コーディネータを指定していない場合には、利用可能な製品のエンハンスメントおよびアップグレードに関する通知を受け取る者をいいます。

「対象ソフトウェア」：オートデスクがお客様に対して頒布または提供にする、コンピュータ プログラム、コンピュータ プログラムのモジュールもしくはコンポーネント、またはコンピュータ プログラムの機能および特性であって、お客様が該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスの条件に従ってオートデスクからライセンスを取得しており、かつ、お客様がお客様のサブスクリプション注文確認書またはライセンス証明書(場合に応じて)に掲載される現行のサブスクリプションを購入しているものをいいます。個別のインストールを必要とせず、サブスクリプションおよび/またはサポートの一環としてお客様またはお客様のユーザに対し提供される対象ソフトウェアから独立して機能することができない、補足的なソフトウェアコード(これには、対象ソフトウェアに対するモジュール式の追加もしくは拡張機能、または修正パッチ、実行可能ファイル、ライブラリ、プラグイン、エンハンスメント、その他対象ソフトウェアを補足または拡張するソフトウェア機能が含まれる場合がある)は、オートデスクによる別段の指定がない限り、そのコードの提供先となった対象ソフトウェアの一部であるとみなします。

「カスタマー インフォメーション フォーム」：お客様によるサブスクリプションの注文に関連してお客様が記入し、リセラーまたはオートデスクに提出されるフォームであって、サブスクリプションの購入に必要な情報を提示するものをいいます。

「発効日」：第 5 条第 1 項に記載する日付をいいます。

「修正パッチ」：インストールすることにより、該当するユーザ文書に準拠する程度にまで全体的または部分的に対象ソフトウェアを修復し、またはその他対象ソフトウェアに生じたインシデントによる悪影響を緩和もしくは軽減する、ソフトウェアフィックスまたはパッチをいいます。

「インシデント」：対象ソフトウェアの稼働に伴う問題または課題をいい、これには、対象ソフトウェアの稼働中断もしくは性能低下、あるいは対象ソフトウェアのインストール、起動もしくは登録またはサブスクリプションの特典へのアクセスにおける障害が含まれる場合があります。

「インストール」：コンピュータ プログラムまたはその他のマテリアルに関して、ハードディスクまたはその他の記憶媒体上にそのプログラムまたはその他のマテリアルをコピーすることをいいます。

「**現地営業時間**」：営業時間外の時間を除く、お客様のユーザまたは指名コーラー(場合に応じて)の拠点を担当するオートデスク製品サポート コール センターの週単位の営業時間をいいます。付属書 C に記載する表は、ユーザまたは指名コーラーの拠点に基づき適用される現地営業時間を示したものです。

「**緩和策**」：回避策、あるいは解決処理に該当しないが、対象ソフトウェアの稼働、インストールもしくはアクセスまたはサブスクリプションの特典へのアクセスにおいて生じたインシデントによる悪影響を部分的に緩和する情報もしくは支援をいいます。緩和策が施されたインシデントは、「**緩和済み**」といいます。

「**指名コーラー**」：お客様の契約管理者またはソフトウェア コーディネータが指定するユーザであって、お客様がゴールド サポート付きサブスクリプションを購入している場合に、電話によるサポート リクエストを出すことができる者をいいます。

「**前バージョン**」：対象ソフトウェアのその時点の最新リリースに関して、(オートデスクが判断するところに従い)その最新リリースにより後継または代替される、当該対象ソフトウェアの従前のリリースをいいます。

「**リセラー**」：お客様に対し真正な対象ソフトウェアを頒布する権限をオートデスクから直接または間接に受けた販売業者または再販業者をいいます。

「**解決処理**」：報告のあったインシデントの最終的な処理をいい、これには、修正パッチ、回避策またはその他の解決策の提供などが含まれる場合があります。商業上合理的な努力にもかかわらず、前述の事項が実現できないときは、解決処理には、当該インシデントに対し解決策を提供しない旨の判断も含まれるものとします。解決処理が施されたインシデントは、「**解決済み**」といいます。

「**レスポンス**」：お客様が報告したインシデントに対するオートデスクの最初の応答をいいます。レスポンスは、サポート リクエストを受け取った旨の確認または当該インシデントの性質もしくは根本的原因に関する実質的な情報が含まれることがあります。

「**深刻度レベル**」：本サブスクリプション契約に従ってオートデスクにエスカレーションされたインシデントに割り当てられる呼称をいいます。深刻度レベルは、次に掲げる表に記載する説明に従って割り当てられるものとします。

インシデントの深刻度レベル	説明
深刻度 1- 重大	対象ソフトウェアの完全な稼働不能、対象ソフトウェアのインストール不能もしくはアクセス不能、または 1 つ以上のサブスクリプションの特典へのアクセス不能を伴うインシデントであって、回復不能な主要な設計データの喪失または必要不可欠な設計プロジェクトの完全な中断という結果を招き、回避策が存在しないもの
深刻度 2- 緊急	対象ソフトウェアの主要な機能の深刻な障害、対象ソフトウェアのインストール不能もしくはアクセス不能、または 1 つ以上のサブスクリプションの特典へのアクセス不能を伴うインシデントであって、長期的な生産性の低下を招くもの。回避策が利用可能な場合もあります。深刻度 1 のインシデン

	トに該当するものでも、回避策が存在するインシデントは、深刻度 2 のインシデントとなります。
深刻度 3 – 標準	対象ソフトウェアの稼働に対する限定的もしくは軽微な悪影響、対象ソフトウェアのインストール不能もしくはアクセス不能、または 1 つ以上のサブスクリプションの特典へのアクセス不能を伴うインシデントであって、実質的に生産性を低下させることがないもの。回避策が利用可能な場合もあります。深刻度 3 のインシデントには、対象ソフトウェアに関する一般的な使用上の質問、および、ユーザ文書の意味の解説を求めるリクエストも含まれます。

サポート リクエストを出す際には、お客様のユーザまたは指名コーラー(場合に応じて)が最初に上記の定義に従って深刻度レベルを設定します。オートデスクの合理的な見解に基づき、その深刻度レベルの設定が不適切であるときは、オートデスクは、上記の基準に基づき深刻度レベルを適切なレベルに再設定することができます。

「ソフトウェア コーディネータ」：特定のグループの対象ソフトウェア資産に関してお客様の契約管理者がオートデスク サブスクリプション センターで指定する個人をいいます。ソフトウェア コーディネータは、利用可能な製品のエンハンスメントおよびアップグレードに関する通知を受け取り、また、当該グループに関してアップグレード、対象ソフトウェアおよび付属製品の発送物がある場合に、それらを受領する責任を負うものとします。

「ステータス レポート」：報告のあったインシデントに対する解決処理活動の最新状況について情報を提供する、オートデスクからの通信をいいます。ステータス レポートには、インシデントに関して追加的な情報を求めるオートデスクのリクエストが含まれる場合もあります。

「サブスクリプション」：オートデスクが一般に提供するプログラムであって、オートデスクが対象ソフトウェアに関してアップデートおよび改良、新バージョン並びにその他の特定の支援およびサービスなどを提供するものをいいます。とりわけ「サブスクリプション」とは、契約期間中に本サブスクリプション契約に従ってオートデスクが提供する対象ソフトウェア、アップグレード、付属製品、付属サービスおよびサポートがある場合に、これを受け取るお客様の資格を指します。サブスクリプションは、「サブスクリプション」、「ゴールド サポート付きサブスクリプション」または「プラチナ サポート付きサブスクリプション」など、異なる特典の区分に基づき提供される場合があります。サブスクリプションとは、本サブスクリプション契約の対象としてオートデスクが指定するその他のプログラム又はサービスも意味します。

「サブスクリプション料」：サブスクリプションに関してお客様が支払う料金をいいます。

「サポート」：第2条第2項に具体的に記載する各種技術サポート サービスの一であって、お客様が購入したサブスクリプションの区分に対応するものをいいます。

「サポート リクエスト」：インシデントに伴うお客様の支援要請であって、オートデスクの製品サポート システムに登録されたものをいいます。サポート リクエストは、オートデスクのシステム内で、および/またはオートデスクの技術サポート要員により、「ケース」と呼ばれる場合もあります。

「契約期間」：第 3 条第 2 項および第 5 条第 1 項に定める(当初および更新)期間をいいます。

「**対象地域**」：(a) 該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに従って指定される国、または (b) 該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに従って指定された国がない場合にあっては、お客様が対象ソフトウェアのライセンスを取得する国をいいます。オートデスク ソフトウェア ライセンスが欧州連合(EU)もしくは欧州自由貿易連合(EFTA)の加盟国を指定しており、またはお客様がその加盟国で対象ソフトウェアを取得するときは、対象地域とは、欧州連合(EU)および欧州自由貿易連合(EFTA)のすべての国を意味します。

「**アンインストール**」：方法の如何を問わず、ハードドライブその他の記憶媒体から対象ソフトウェアのコピーを削除または無効にし、その他対象ソフトウェアのコピーを破棄または使用不能にすることをいいます。

「**アップグレード**」：対象ソフトウェアの正式商業版であって、(a) その対象ソフトウェアの従前のリリースを後継または代替し(従前のリリースに対する修正パッチ、エラー修正、パッチ、サービス パック、アップデートおよび改良を含むもの、並びに従前のリリースの特性または機能を拡張または追加するものとなる場合がある)、(b) 既にオートデスクから当該従前のリリースのライセンスを取得しているライセンシーに対して提供され、(c) オートデスクが通例個別料金を課し、または通例サブスクリプションに基づく顧客にのみ提供するものをいいます。アップグレードには、オートデスクが個別の製品として扱うソフトウェアは含まれません。ソフトウェアがアップグレードであるかどうかはオートデスクが決定し、該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに定めるところに従って指定される場合があります。

「**ユーザ**」：本サブスクリプション契約において、次の(i)から(iv)のいずれかに掲げる者をいいます。(i) サブスクリプションにおけるお客様の正式な一次代表者としてお客様が指定する契約管理者もしくはソフトウェア コーディネータであって、お客様のサブスクリプションを管理し、お客様のサブスクリプション アカウントの利用を管理し、サポート リクエストを提出するなどの責任を負う者、(ii) お客様の契約管理者もしくはソフトウェア コーディネータもしくはオートデスクが登録手続きを通じてお客様のサブスクリプションに追加する個人、または (iii) 指名コーラー。オートデスクは、サポート リクエストを提出するユーザ数、付属サービスを利用できるユーザ数およびその他オートデスク サブスクリプション センターを利用できるユーザ数を制限する権利を有し、また、お客様がオートデスクの基準を超えてユーザを追加することを望むときは、料金またはその他の条件が適用される場合があります。お客様は、すべてのユーザが本サブスクリプション契約の条件に拘束されることとなる旨同意し、認めます。オートデスクは、ユーザがお客様から権限を受けた者であるかどうかを確認し、およびオートデスクの合理的な判断から見て前述のユーザの確認が取れない場合にサブスクリプションの資格の利用を制限する権利を留保するが、その義務を負うものではありません。

「**ユーザ文書**」：印刷形態であるか電子形態であるかを問わず、当該の対象ソフトウェアに関する説明書または教材(対象ソフトウェアまたは関連マテリアルの使用に関する資料を含む)であって、オートデスクまたはリセラーが、対象ソフトウェアまたは関連資料(または対象ソフトウェアもしくは関連資料のパッケージ)内に掲載し、その他顧客による対象ソフトウェアまたは関連マテリアルのライセンス取得、調達またはインストール以後に当該顧客に対し提供するものをいいます。

「**Web サービス**」：インターネット接続を必要とする Web またはクラウド ベースのサービスにより構成される付属サービスの一形態であって、対象ソフトウェアを通じて、またはオートデスクもしくはその代理人が所有もしくは運営する Web サイトを通じて、オートデスクが提供するものをいいます。

「**回避策**」：対象ソフトウェアの稼働において生じたインシデントの悪影響を緩和するが、ユーザ文書に実質的に準拠する程度にまで当該製品を完全に修復させないおそれがあり、またはその他対象ソフトウェアに生じたインシデントの悪影響を緩和もしくは軽減させる、技法または情報をいいます。

「**お客様**」：サブスクリプションが会社その他の法人の代理で(従業員、請負人またはその他の正式代表者などにより)取得されている場合にあっては、その代理人がサブスクリプションを取得した対象と

なる当該法人を、またはそうした法人がない場合には、自己のアカウントに関してサブスクリプションを取得した個人をいいます。説明のために付言すると、「お客様」とは、明確に同定された単一の法人または個人のみをいい、当該法人もしくは個人の従属者もしくは関係者またはその他の関連する人は含まれません。

2. サブスクリプションの特典

2.1 一般的なサブスクリプション

契約期間中、オートデスクは、お客様に対し、対象ソフトウェアに関してお客様が購入したサブスクリプション区分によって指定される特典を付与します。サブスクリプションの一環として提供される対象ソフトウェア(追加的な対象ソフトウェア、アップグレードおよび付属製品を含む)のお客様による使用は、それらに同梱されるオートデスク ソフトウェア ライセンスの条件、もしくはオートデスク ソフトウェア ライセンスがない場合にあっては、当該の追加的な対象ソフトウェア、アップグレードもしくは付属製品が関連する対象ソフトウェアに同梱されるオートデスク ソフトウェア ライセンス、またはインターネットを通じて提供される付属製品もしくは付属サービスの場合にあっては、その Web でホストされる付属製品もしくは付属サービスに関して定められた利用規約もしくはこれに類する条件に準拠するものとします。お客様は、オートデスクの事前の書面による同意がない限り、他のいかなる個人または組織体に対しても、対象ソフトウェア、アップグレード、サポート、付属製品、付属サービス、その他のサブスクリプションの特典を頒布、賃貸、リース、売却、サブライセンス許諾、またはその他の方法で譲渡あるいは販売することはできません。お客様が、該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに従い、ネットワーク版、ネットワーク ライセンスその他「ネットワーク」の用語を用いた命名品として自己にライセンス付与されるオートデスク ソフトウェア製品のサブスクリプションを購入することを望むときは、お客様は、そのネットワーク版またはネットワーク ライセンスに含まれる各ライセンスに関してサブスクリプションを購入しなければなりません。サブスクリプションを購入するに当たって、お客様は、自己がサブスクリプションを適用することを望むオートデスク ソフトウェア製品の最新リリースのライセンシーとして、オートデスクのもとで登録を受けなければなりません。

2.2 サポート

2.2.1 お客様のサブスクリプションの一環としてサポートが含まれるまたは提供されるときは、次の(a)から(c)に従って、お客様にサポートが提供されます。

(a) **標準サポート:** サブスクリプションの購入者の場合は、本サブスクリプション契約の付属書Aに定めによります。

(b) **ゴールド サポート:** ゴールド サポート付きサブスクリプションの購入者の場合は、本サブスクリプション契約の付属書 B に定めによります。

(c) **サポートの言語** サポートは、英語を用いて提供されます。ただし、オートデスクは、利用可能な場合には、現地語でのサポートを求めるリクエストに対応するよう努めます。

2.2.2 オートデスクのサポートは、次の(a)から(c)に掲げるものに関してのみ提供されるものとします。

(a) 対象ソフトウェアの最新リリース

(b) その時点の最新リリースに関連して契約期間中に提供された対象ソフトウェア

(c) 前バージョン適合製品リストに掲載される対象ソフトウェアのその他のリリースであって、そのリストに掲載中のものです。ただし、サポートを利用できない言語、国または地域もあります。

お客様がブラジルに所在する場合、ブラジル ソフトウェア法の目的上、対象ソフトウェアの技術有
Rev. 04/25/2011

効期間は、当該対象ソフトウェアのその時点の最新バージョンのリリース日から、オートデスクが当該対象ソフトウェアの次リリースを市販した日の 6 カ月後までの期間、または後続リリースの市販がない場合には、請求書に記載されたお客様への当該対象ソフトウェアの引渡から90日後までの期間とします。

2.2.3 オートデスクは、次の(a)から(h)のいずれかに掲げる事項の結果としてリクエストされるサポートについては、提供する義務を負いません。

(a) 対象ソフトウェアがインストールされたコンピュータを、コンピュータ製造業者が規定した範囲外の環境条件下で稼働したこと

(b) 対象ソフトウェアを、オートデスクが指定した以外のオペレーティング システム ソフトウェアのバージョンで稼働したこと

(c) 対象ソフトウェアがインストールされたまたは対象ソフトウェアにアクセスするコンピュータを、コンピュータ製造業者が規定した基準に従って保守しなかったこと

(d) お客様の従業員および要員に、対象ソフトウェアの使用および操作に関する十分な訓練を受けさせなかったこと

(e) オートデスク以外の者が、対象ソフトウェアを点検、保守、または改造したこと

(f) お客様のコンピュータ ハードウェアが、そこでの対象ソフトウェアの使用に際してオートデスクが規定した最低仕様を満たしていないこと

(g) 対象ソフトウェアを、オートデスクが指定した第三者オペレーティング システム ソフトウェア以外の第三者ソフトウェア、ファームウェアおよび/またはハードウェアと組み合わせて稼働したこと

(h) 対象ソフトウェアを、該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに基づく形以外で稼働したこと

2.2.4 お客様は、

(a) 自己のユーザに、サポート リクエストを提出する際には本サブスクリプション契約に従うようにしなければなりません。

(b) 自己が支援のリクエストを行っている対象ソフトウェアについて、常に、サブスクリプションを維持していなければなりません。

(c) お客様またはお客様のユーザが、サポート提供に当たってオートデスクから合理的に要求される情報、仕様その他の情報を、確実に提供するようにしなければなりません。

(d) サポート リクエストを開始する前に、適宜、オートデスクから提供された指示およびトラブルシューティング手順を活用しなければなりません。

(e) オートデスクから提供される問題判定、問題分析およびサービス リクエスト手順に従わなければなりません。

(f) オートデスクから供給されたすべての修正パッチ、製品パッチ、修正、メンテナンス リリースまたはサービス パックを、速やかにインストールしなければなりません。

(g) オートデスクにより必要と判断されたときは、オートデスクがお客様の対象ソフトウェアに合理的に接続できるようにしなければなりません。

(h) サポートの提供以前に全データのバックアップを取ること、および問題の対象ソフトウェアがインストールされているコンピュータに関して十分なセキュリティを確保することに、同意しなければなりません。

(i) 提供されるリモート診断サービスの一環として、オートデスクから要請があったときは、オートデスクが、問題の対象ソフトウェアがインストールされているコンピュータに、インターネットを通じて接続できるようにするために、最善の努力を払わなければなりません。

(j) 対象ソフトウェアの使用者に対して、オートデスクから当該対象ソフトウェアに関して入手できる最新の利用可能なユーザ文書を提供しなければなりません。

2.2.5 お客様のサブスクリプションにサポートが含まれている場合、またはその他お客様がサポートを購入している場合において、オートデスクは、対象ソフトウェアおよび関連アップグレードへのサポートを行うときは、お客様のユーザまたは指名コーラー(場合に応じて)のみを通じて、お客様に対しこれを提供するものとします。オートデスクによるサポートの提供は、専ら本サブスクリプション契約にのみ準拠するものとします。お客様は、オートデスクの事前の書面による同意がない限り、サポートを譲渡もしくは販売し、またはサポートを使って第三者に対し支援を提供することはできません。

2.2.6 お客様は、サポートの提供が、専ら対象ソフトウェアのお客様によるインストールおよびアクセスを支援するための、お客様の内部利用のみを目的としたものであることを認め、その旨同意します。オートデスクもしくはリセラーが作成したまたはこれらのために作成された情報であって、個別の宛先が付され、閲覧にパスワードが要求され、その他制限が付され、または秘密扱いで公開されたものについては、本サブスクリプション契約の条件に基づく「秘密情報」とみなし、第6条(秘密保持)の規定に準拠するものとします。お客様は更に、対象ソフトウェアが、特定の機能を提供するためのお客様の特定のハードウェアおよびソフトウェア環境の一部を構成するものであること、および、サポートが、お客様の設計上の制約範囲内でお客様の望む結果の実現を促進するものとならない場合もあることを認め、その旨同意します。

2.2.7 リセラーの役割

2.2.7.1 お客様のリセラーは、本サブスクリプション契約に基づきオートデスクが提供する対象ソフトウェアのサポートとは別に、これに加えて、オートデスク ソフトウェア製品向けの支援関連サービスを提供する場合があります。お客様が、自己のリセラーから前述の支援サービスを取得するときは、お客様は、(a) 当該支援が、そのリセラーのみによって提供されるものであること、(b) そのリセラーが、専ら当該支援の結果および影響について責任を負うこと、(c) オートデスクが、当該支援の提供に当たってそのリセラーに協力するいかなる義務も負わないこと、(d) オートデスクが、当該支援に関連して生じる請求に関していかなる種類の責任も負わないことを認め、その旨同意します。

2.2.7.2 第2条第2項の2または第2条第2項の6のいかなる別段の内容にもかかわらず、お客様は、本サブスクリプション契約に基づきオートデスクが提供するサポートのリクエストおよび受領に関連して、自己のリセラーに対し、お客様に協力する権限を与えることができます。お客様のリセラーが、オートデスクのサポートのリクエストまたは受領に関連して、お客様の代理人を務めるときは、お客様はここに、オートデスクが、そのリセラーに、お客様のサポート リクエストその他オートデスク サブスクリプション センターにおけるあらゆるサポート関連情報を利用および監視させること、並びにそのリセラーに対し、お客様に代わってオートデスクへのサポート リクエストの提出およびオートデスクからのサポートの受領を行うことを認めることに、同意します。それらの場合において、そのリセラーは、サポート リクエストの提出およびサポートの受領の目的上、お客様の代理人を務めるものであって、何らオートデスクを代理するものではありません。

2.3 付属製品および付属サービス

オートデスクは、お客様に対し、本サブスクリプション契約の条件に従って、および/または本サブスクリプション契約に定める条件に追加されるもしくはその条件とは異なるその他の補足的な条件に従

って、付属製品および付属サービスを提供する場合があります。お客様は、それらの付属製品または付属サービスに接続し、それらを使用するに先立ち、補助的な条件があれば、これを承諾しなければなりません。お客様が、特定の付属サービスに適用されるその補助的な条件を承諾していない限り、その承諾の時点まで、お客様は、オートデスクがお客様に対しその付属製品または付属サービスを提供するいかなる義務も負わないことに、同意します。付属製品または付属サービスに関して前述の補助的な条件があるときは、オートデスク サブスクリプション センター(またはこれに類するオートデスクの Web プロパティ)上で公開することができ、オートデスクは、第 8 条第 9 項(改定条件)に従い、随時これを改定することができます。オートデスクは、自己の裁量により、お客様への予告なしに、随時、サブスクリプションに新たな付属製品もしくは付属サービスを追加し、またはサブスクリプションから既存の付属製品もしくは付属サービスを除外し、および付属製品または付属サービスを英語などの特定の言語のみで提供する権利を留保します。付属製品または付属サービスによっては、特定の対象ソフトウェアに関するサブスクリプションの一環として利用できないものもあり、また利用できない言語、国、地域もあります。

オートデスクは、サブスクリプションの契約期間中、アップグレード、前バージョン、付属製品または付属サービスを提供することを保証せず、お客様は、これらを受け取れない場合があることを認めます。

2.4 前バージョンの使用

2.4.1 お客様によるサブスクリプションの契約期間中にお客様に提供される、お客様の対象ソフトウェアまたは任意のアップグレードもしくは対象ソフトウェアに伴う、オートデスク ソフトウェア ライセンス内に記載されるいかなる内容にもかかわらず、お客様は、オートデスク サブスクリプション センターに掲載される前バージョン適合製品リストにおいてオートデスクが書面で具体的に明示する対象ソフトウェアの前バージョンがあれば、これをインストールしてアクセスすることができます。ただし、次の(a)から(f)に掲げる条件が満たされていることが前提です。

(a) 前バージョンのインストールおよびアクセスは、本第2条第4項により修正するところに従って、該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスの規定に準拠するものとします。

(b) お客様による前バージョンのインストールおよびアクセスは、該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに従って、関連性のある対象ソフトウェアに適用されるのと同じのライセンス種別またはライセンス バージョンおよびその他の使用関連または数量関連のライセンス基準(以下「適用ライセンス基準等」)により、制限されるものとします。

(c) お客様が、スタンドアロン版としてもしくはスタンドアロン(マルチシート)版の単一シートとして指定されるかまたはスタンドアロン ライセンスがもしくはスタンドアロン(マルチシート)ライセンスによる対象ソフトウェアの単一シートが適用される、対象ソフトウェアを有する場合にあっては、当該対象ソフトウェアおよびその対象ソフトウェアのすべての前バージョンは、同一のコンピュータ上にインストールするものとします。

(d) お客様が、該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに基づき、スタンドアロン版としてもしくはスタンドアロン(マルチシート)版の単一シートとして指定されるかまたはスタンドアロン ライセンスがもしくは スタンドアロン(マルチシート)ライセンスによる対象ソフトウェアの単一シートが適用される、対象ソフトウェアを有する場合にあっては、当該対象ソフトウェアまたはその対象ソフトウェアの前バージョンのいずれも、同時使用してはなりません。

(e) お客様が、該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに基づき、スタンドアロン版としてもしくはスタンドアロン(マルチシート)版の単一シートとして指定されるかまたはスタンドアロン ライセンスがもしくは スタンドアロン(マルチシート)ライセンスによる対象ソフトウェアの単一シートが適用される、対象ソフトウェアを有する場合にあっては、当該前バージョンまたはその許諾済みコピーが、他のコンピュータに移されないこと。ただし、対象ソフトウェアのすべての許諾済みコピーが、同一のコンピュータに移される場合は、この限りではありません。

(f) お客様はここに、オートデスクは本文書に定める義務を除き前バージョンの支援を提供するいかなる義務も負わないこと、およびそれらの義務が任意の時点で終了する可能性があることを認め、その旨同意します。

また、お客様が使用することを望む前バージョンについて、オートデスクが、オートデスク サブスクリプション センターにおいて、書面で、前バージョンの利用に関する具体的な記載をしていなくても、お客様は、当該前バージョンのライセンスを正当に取得している場合であれば、引き続きその前バージョンを使用することができるものとするが、お客様によるその前バージョンの使用は、上記の(a)から(f)に従ったうえ、お客様がライセンスを当初に取得した当該前バージョンの総数を超えないこととします。

別段の解釈をし得る本第 2 条第 4 項の1のいかなる内容またはオートデスクによるいかなるオーソライゼーション コードの発行があっても、オートデスクの書面による明示的な許可がない限り、いかなる場合においても、お客様による前バージョンその他の対象ソフトウェアの使用は、お客様に対しライセンス許諾された対象ソフトウェアの適用ライセンス基準等で定められる使用または数量の総承認範囲を超えてはなりません。前バージョンおよび本第 2 条第 4 項における特典は、対象ソフトウェアによっては利用できない場合もあり、および/または対象ソフトウェアの特定のバージョンに関しては利用できない場合もありますので、ご注意ください。

2.4.2 お客様は、オートデスクが対象ソフトウェア、アップグレード、付属製品および付属サービス(前バージョンなどを含む)並びにそのインストールおよびそれへのアクセスについて、(電子的またはその他の手段による)監査を要求する権利を有することに同意します。当該監査の一環として、オートデスクまたはその正式代表者は、すべての対象ソフトウェア、アップグレード、付属製品および付属サービス(前バージョンなどを含む)の使用が本サブスクリプション契約に準拠していることを検証するために、お客様に対する 15 日前の通知をもって、お客様の記録、システムおよび施設(機器の ID、シリアル番号および関連情報を含む)を検査する権利を有します。お客様は、当該監査を可能にするために、全面的な協力を提供します。オートデスクが、お客様による使用が本サブスクリプション契約に準拠していないと判断したときは、お客様は、直ちにその使用を本サブスクリプション契約その他の適用条件に準拠させるために必要な措置を講じ、当該監査の合理的な費用を支払います。前述の支払を受ける権利に加えて、オートデスクは、本契約によるかまたはその他の事由によるかを問わず、コモンローまたはエクイティ上取得可能なその他の救済措置を求める権利も留保します。

2.4.3 お客様が、お客様の元々所有していた乗換元の対象ソフトウェアの直接の後継版として前バージョン適合製品リストに具体的に明示されていない別個のオートデスク ソフトウェア製品に乗り換えるときは、上記 2 つの条項(第 2 条第 4 項の 1 および第 2 条第 4 項の 2)の規定は、お客様の乗換先となった対象ソフトウェアの前バージョンに関してのみ適用されるものとし、お客様は、乗換元となった対象ソフトウェア(およびその前バージョンがある場合にはそれら)のすべてのコピー(お客様のハードディスクドライブ上に常駐するコピーを含む)をアンインストールしなければならず、オートデスクによる求めに応じて、そのアップグレードのインストール後60日以内に、オートデスクまたは自己のリセラーに対し、ユーザ文書を返還しなければなりません。オートデスクは、お客様に対し、乗換元となった対象ソフトウェア(およびその前バージョン)が破棄されたことを示す満足な証拠の提示および/または上記第 2 条第 4 項の 2 に定める監査の実施を要求する権利を留保します。

2.4.4 オートデスクが、本第 2 条第 4 項に基づきお客様に対しライセンス許諾された前バージョンに関連して、前バージョンを補足または拡張する付属製品をお客様に提供する場合において、これらの付属製品は、その引渡時点で別段の指定がない限り、その付属製品が関連する前バージョンと同一の範囲において、本第2条第4項の条件に準拠するものとします。

2.4.5 本文書のいかなる内容も、オートデスクに対し、対象ソフトウェアの前バージョンもしくは関連するユーザ文書を格納したメディアをお客様に供給すること、または追加的なオーソライゼーションコード、ハードウェア ロックもしくはソフトウェア ロックを発行することを要求するものではありません。オートデスクは更に、自己の裁量によりお客様に対しメディア、オーソライゼーション コー

ド、ハードウェア ロックまたはソフトウェア ロックを提供することに決定した場合に、それらの発行または再発行に関して処理手数料を課す権利を留保します。また、オートデスクが、対象ソフトウェアの前バージョンを撤退させ、その他廃止したときは、お客様は、(a) いかなる場合においても、オートデスクが、お客様に対し、オーソライゼーション コード、ハードウェア ロックもしくはソフトウェア ロックを発行すること、またはお客様にメディアその他の提供物を提供して、お客様によるその撤退または廃止対象の前バージョンのアクセスまたはインストールを可能にすることを要求されないこと、および (b) 当該の前バージョンを使用する権利が、オートデスクにより撤退されたその他廃止された対象ソフトウェアの前バージョンの追加的ライセンス(すなわち、サブスクリプションに基づきお客様が有する範囲を超えるもの)のインストールまたはアクセスをお客様が行うことを認めるものでないことに同意し、その旨認めます。

2.4.6 前バージョンは、対象ソフトウェアによっては利用できないもしくは提供されない場合もあり、言語、国もしくは地区によっては利用できないもしくは提供されない場合もあり、また、特定の対象ソフトウェアについて追加的な条件および制限が適用される場合もあります。オートデスクは、予告なく、いつでも、前バージョンの使用権を修正または終了する権利を留保します。お客様のサブスクリプションが満了またはその他終了したときは、本サブスクリプション契約に基づくお客様による前バージョンの使用権が終了するものとし、その前バージョンに関するお客様の権利については、お客様が前バージョンを使用する資格を持たない場合に前バージョンをアンインストールする義務など、オートデスク ソフトウェア ライセンス上の条件に定めるとおりとします。

3. 購入、更新

3.1 購入 お客様が、サブスクリプションを購入したときは、オートデスクは、お客様に対し、オートデスク サブスクリプション センターでサブスクリプション情報およびサポートを利用する方法に関して説明を提供します。

3.2 更新 お客様は、サブスクリプションの満了前に、リセラーまたはオートデスクから、追加の期間(以下「更新期間」)に関して、サブスクリプションの更新を購入することができます。オートデスクによる別段の同意がない限り、お客様が、契約期間の満了前にお客様のサブスクリプションの更新を購入しないときは、お客様のサブスクリプションは、自動的に満了します。お客様が、自己のサブスクリプションの満了前に更新しなかった場合において、満了した自己のサブスクリプションを復帰させることを望むときは、お客様は、少なくとも、その時点で最新のリリースおよびそのリリースのサブスクリプションを購入することを要求され、および/または、お客様には、追加料金その他の料金の支払が課される場合があるものとします。

4. 引渡

対象ソフトウェア、アップグレードまたは付属製品は、オートデスクの裁量で、(a) オートデスク サブスクリプション センターもしくはその後継版その他オートデスクが指定する Web サイトもしくは場所で、ダウンロードすることができるか、(b) お客様のカスタマー インフォメーション フォームで指定された住所宛てで(またはカスタマー インフォメーション フォームもしくは住所の提示がない場合にあっては、オートデスクが知っているもしくは利用できるその他の住所宛てで)、オートデスク施設運送人渡し条件(インコタームズ 2010)によりお客様に発送されるか、または (c) オートデスクの認定を受けた第三者を通じてお客様に発送されるものとします。オートデスクは、お客様に対し、対象ソフトウェア、アップグレード、付属サービスまたは付属製品の供給可能性およびその引渡方法(該当する場合)を通知します。オートデスクは、お客様に対し発送を行う場合には、前述の通知後または(場合に依じて)お客様による当該の物理的発送の要請後、30 日以内に引き渡すべく、商業上合理的な努力を払うが、引渡の遅延または不正確な住所への引渡の結果お客様に生じるいかなる損失または経費についても、責めを負いません。

5. 期間および解除

5.1 発効日、期間 お客様のサブスクリプションの発効日は、オートデスク システムへの当該サブスクリプションの登録に関してオートデスクがサブスクリプション方針に従って決定する日付とし
Rev. 04/25/2011

す。サブスクリプションの更新期間は、発効日の応当日に開始するものとします。お客様のサブスクリプションの当初契約期間は、お客様が資格を取得し、選択し、および購入した期間の長さに応じて、発効日から 1 年間、2 年間または 3 年間にわたり存続します。お客様のサブスクリプションの更新期間は、お客様が選択しおよび購入した更新期間の長さに応じて、当初契約期間または直接先行する更新期間(状況に応じて読み替える)の終了直後に到来する発効日の応当日から 1 年間、2 年間または 3 年間にわたり存続します。オートデスクは、発効日後または該当する発効日の応当日後(状況に応じて読み替える) 48 時間以内に、お客様の購入を確認するよう努めます。

5.2 解除 オートデスクまたはお客様のいずれも、相手方当事者が本サブスクリプション契約違反を犯し、書面による当該違反の通知後 10 日以内にその違反を治癒しない場合には、本サブスクリプション契約を解除することができます。オートデスクは更に、お客様が、オートデスクまたはリセラーに対し支払を行わず、その他本サブスクリプション契約の規定または当該サブスクリプションに関するその他の条件を遵守しないときは、解除の代替手段として、お客様のサブスクリプションおよび/またはその他本サブスクリプション契約に基づくオートデスクの義務もしくはお客様の権利を停止することができます。オートデスクは、お客様が、破産手続の対象となり、支払不能となり、または債権者との間で和議を締結したときもまた、本契約を解除することができます。本サブスクリプション契約は、お客様が清算に入ったときは、オートデスクによるそれ以後の通知または措置なしに、自動的に解除されます。お客様は、オートデスクが本サブスクリプション契約に基づく自己の権利義務のいずれかを譲渡し、または下請契約に出すことができることを認め、その旨同意します。

5.3 契約終了の効果 本サブスクリプション契約の解除または満了に伴い、本文書に基づき認められていた権利および特典付与は、終了します。解除または満了に伴い、お客様は、解除または満了となったサブスクリプション契約に関するすべての付属製品および付属サービスの使用を中止しなければなりません。オートデスクは、お客様に対し、すべての付属製品および付属サービスがアンインストールされたことその他使用中止されていることを示す満足な証拠の提示を要求する権利を留保します。

6 秘密保持

6.1 秘密情報の定義および除外規定 本サブスクリプション契約を目的とする場合に限り、「秘密情報」とは、契約期間中に一方の当事者(以下「開示当事者」)が相手方当事者(以下「受領当事者」)に対し書面、口頭、電子、映像その他の形態で開示する情報であって、(i) その開示時点で「秘密」もしくは「専有」の表示もしくは指定があるもの、または (ii) 受領当事者側で秘密扱いにすべき状況のなかで開示されたものをいい、本サブスクリプション契約に基づくサポートの付与に関連してオートデスクがお客様に開示する、対象ソフトウェアに係るオートデスクの技術情報または将来もしくは新規のオートデスク製品開発計画および関連する技術上もしくは事業上の情報(該当するものがある場合)、並びに、本サブスクリプション契約に基づくサポートの要求および受領に関連してお客様がオートデスクに提出する、お客様のサポート リクエストおよびファイルの内容およびこれらに伴う関連情報に、限定されるものとします。秘密情報には、開示日以後における次の(i)から(iv)のいずれかに掲げる情報は含まれないものとします。(i) 受領当事者の帰責事由によらずして、周知の事実であるかもしくは周知の事実となるに至った情報、(ii) 開示当事者からの受領前に、守秘義務なく、受領当事者が正当に所持していた情報であって、受領当事者の書面による記録によりその旨が証明されるもの、(iii) 使用もしくは開示に関する制限なしに他人から受領当事者に正当に開示された情報、または (iv) 開示当事者の秘密情報の使用もしくは参照なしに受領当事者が独自に開発した情報であって、受領当事者の書面による記録によりその旨が証明されるもの。既存または新規のオートデスクの製品およびサービスに関する予定または将来の開発活動に関してオートデスクが開示する秘密情報は、製品、サービスまたは機能の将来的引渡を約束または保証することを目的としたものではなく、オートデスクの現行の計画を反映したものに過ぎず、予告なく変更となる場合があります。従って、購入の決定またはその他の目的に際して、これらのオートデスクの秘密情報に依拠することはできません。

6.2 秘密情報に関する義務 受領当事者は、次の(i)から(v)に掲げる事項を目的として、自己独自の秘密または専有の情報を保護するために用いる注意と同程度の注意(であって、合理的な程度を下回らない注意)を払うことにより秘密情報を保護することに同意します。(i) 秘密情報の不正な使用、発信または公開を防止するため、(ii) 第三者に対し秘密情報を漏洩させないため、(iii) 本サブスクリプション契約に基づき自己の義務を履行しまたは自己の権利を行使するため(以下「サブスクリプション目的」)に必要でない限り、その秘密情報を利用しないため、(iv) サブスクリプション目的を直接支援するために合理的に必要でない限り、コピーしないため(作成したコピーには、開示当事者の秘密情報を構成するまたは含むものとして識別する、適切な表示を付すこと)、および (v) その秘密情報のリバースエンジニアリングを行わないため。受領当事者は、開示当事者の秘密情報の使用およびその閲覧を、受領当事者の従業員、並びに、受領当事者のそれぞれの親会社、子会社および関連会社または正式代理人の従業員であって、(i) 知る必要性を有しており、その情報が専らサブスクリプション目的にのみ用いられるべき秘密情報である旨を知らされており、(ii) 本サブスクリプション契約に定める秘密保持義務と同程度以上に開示当事者を保護する拘束的な秘密保持義務を締結している者に、限定するものとします。受領当事者は、法令に基づく権限または行政当局または裁判所の命令に従い、秘密情報を開示することができます。ただし、開示当事者に対し、その要求があった旨を事前に速やかに書面で通知すること、およびその開示の範囲を可能な限り限定することを、その条件とします。秘密情報の使用および開示に関する受領当事者の義務は、本サブスクリプション契約の終了または満了後も、当該サブスクリプション契約の満了日または終了日から 3 年間にわたり存続するものとします。

6.3 秘密情報の所有 すべての秘密情報およびその派生物は、書面による別段の指定がない限り、開示当事者の所有に帰属し続けます。受領当事者は、本サブスクリプション契約に従ってその秘密情報を使用する限定的な権利を除き、本契約においてまたは本文書に基づく開示を通じて、特許、商標、著作権、役務商標その他の開示当事者の知的財産に係るいかなる権利またはライセンスも取得するものではありません。本サブスクリプション契約の目的において、「派生物」とは、(i) 著作権保護可能なまたは著作権取得済みのマテリアルに関して、翻訳、要約、改訂、またはその他の既存著作物を作り直し、変換しもしくは翻案した形態、(ii) 営業秘密で保護されるマテリアルに関して、その既存営業秘密マテリアルからまたはそのマテリアルに基づき派生した新規のマテリアル(著作権法および/または営業秘密法に基づき保護を受けることができる新規のマテリアルを含む)をいいます。受領当事者は、本条項により受領当事者の負う義務が、開示当事者およびその事業を保護するうえで必要かつ合理的なものであることに同意し、また、本条項に定める約定および合意に対する受領当事者の違反に関して金銭的損害賠償では開示当事者を賠償するには不十分であることに、明示的に同意します。従って、受領当事者は、その違反またはそのおそれが、開示当事者に対し回復不能の損害を与えるものであること、および、コモンロー、エクイティその他の事由により取得し得る他の救済手段に加えて、開示当事者には、現実的損害を証明する必要なしに、受領当事者による本サブスクリプション契約の違反のおそれまたはその違反の継続に対し、差止救済を取得する資格があることに同意し、その旨認めます。受領当事者は、秘密情報の不正な開示その他本サブスクリプション契約の違反の発生に気付いたときは、開示当事者に対し、直ちに書面で通知します。受領当事者は、秘密情報の不正な使用または開示を治癒するに当たって、開示当事者に協力します。

7. 責任の制限、保証の否定

7.1 責任の制限 いかなる場合においても、オートデスクは、お客様のサブスクリプションの契約期間中に対象ソフトウェア、アップグレード、付属製品、付属サービスまたはサポートを製造または市販しなかったとしても、その責めを負いません。いかなる場合においても、オートデスクは、代替の物品またはサービスの調達にかかる費用について、責任を負わないものとします。いかなる場合においても、オートデスクは、付随的、特別、間接的、派生的もしくは懲罰的な損害の賠償、または利益、使用、収益もしくはデータの喪失、または事業の中断について(当該損害賠償その他の責任を求める法理にかかわらず)、(直接間接を問わず)その責めを負いません。更に、本サブスクリプション契約に起因または関連するオートデスクの責任は、当該の請求が生じたことに関連するサブスクリプションについてお客様がオートデスクまたはリセラーに対し支払ったまたは支払うべき金額を超えない

いものとします。これらの制限は、オートデスクがその損害の生じる可能性について知らされていた場合であっても、適用されます。お客様は、サブスクリプション料に当該危険負担が反映されていること、および本条項に定める制限が両当事者間の本契約に欠かすことのできない要素であることを認めます。これらの制限は、該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに定める責任制限に追加されるものであり、その制限と置き換えられるものではありません。

7.2 保証の否定 該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに定める場合を除き、法律で認められる最大限の範囲で、オートデスクは、サブスクリプション、対象ソフトウェア、アップグレード、付属製品、付属サービスまたはサポートに関して、制定法その他法律上の明示または黙示、取引過程または取引慣行のいずれによるかを問わず、商品性および特定目的適合性に係る黙示の保証または条件などを含め、いかなる種類の保証、表明または条件を提供しません。オートデスクは、次の(A)から(D)のいずれに掲げる事項も、明示的に保証しません。

(A) オートデスクによるサポートが、対象ソフトウェアの稼働に、エラーまたは中断を生じさせないことを確保するものとなること

(B) エラーが、オートデスクにより修正されること

(C) オートデスクが、ユーザによる一切のサポート リクエストを解決すること

(D) サポート リクエストに関連して提案する解決処理が、お客様の期待または要件に合致すること

上記のいかなる内容も、法律により黙示され、契約による別段の制限にもかかわらず、除外、制限または修正することができない保証または条件の効果を、制限するものではありません。

8. 通則

8.1 準拠法 本サブスクリプション契約は、(a) お客様がヨーロッパ、アフリカもしくは中東の国でサブスクリプションを取得した場合には、スイスの法律、(b) お客様がアジア、オセアニアもしくはアジア太平洋地域の国でサブスクリプションを取得した場合には、シンガポールの法律、または (c) お客様が南北アメリカ(カリブ諸国を含む)の国もしくは本第 8 条第 1 項で指定していないその他の国でサブスクリプションを取得した場合には、カリフォルニア州の法律(米国の連邦法が優先される場合にあっては、その連邦法)に準拠し、それに従って解釈されます。これらの法域の法律は、そのそれぞれの抵触法の定めにかかわることなく、適用されるものとします。国際物品売買契約に関する国際連合条約および統一コンピュータ情報取引法(UCITA)は、(本サブスクリプション契約の準拠法から除外し、)本サブスクリプション契約には適用しないものとします。更に、各当事者は、本契約に起因または関連する請求、訴訟または紛争を、カリフォルニア州マリナー郡の上位裁判所またはサンフランシスコのカリフォルニア北部地区アメリカ合衆国連邦地方裁判所に提起し、専属させること(および両当事者とも、その専属管轄権に服すること)に、合意します。ただし、お客様がサブスクリプションを取得した国が、(a) ヨーロッパ、アフリカもしくは中東であるときは、それらの請求もしくは紛争を、スイスの裁判所に提起し、専属させ(両当事者とも、その専属管轄権に服し)、または (b) アジア、オセアニアもしくはアジア太平洋地域であるときは、それらの請求もしくは紛争を、シンガポールの裁判所に提起し、専属させます(および両当事者とも、その専属管轄権に服する)。前述のいかなる内容も、知的財産権の侵害が発生したとされる任意の国においてオートデスクが当該侵害訴訟を提起することを、妨げるものではありません。

8.2 不可抗力 オートデスクは、天災、供給業者の遅延その他オートデスクが合理的に支配できない事由に起因する履行遅延または不履行から生じるいかなる損失、損害または罰則についても、その責めを負いません。

8.3 譲渡、権利放棄、関係者 お客様は、オートデスクの事前の書面による同意(この同意は、オートデスクの単独かつ絶対の裁量により留保することができる)がない限り、(株式もしくは資産の購入、合併、支配権の変動、法律の適用またはその他の事由のいずれによるかを問わず)本

サブスクリプション契約またはこれに基づく権利を譲渡することはできず、お客様によるいかなる譲渡の企図も、無効とします。破産またはこれに類する手続の場合において、本サブスクリプション契約は、アメリカ合衆国法律集第 11 編第 365 条(c)(1)に定められる種類の未履行契約であり、かつ、そのような契約として取り扱い、オートデスクの事前の書面による同意(この同意は、オートデスクの単独かつ絶対の裁量により留保することができる)がない限り、譲渡することはできません。お客様は、オートデスクが、自己の子会社、関連会社および下請業者を、サブスクリプション上の特典の引渡その他の本サブスクリプション契約関連の行為に従事させるべく手配することができる旨認め、これに同意します。ただし、(それらの子会社、関連会社または下請業者ではなく)オートデスクが引き続き本サブスクリプション契約に基づくオートデスクの義務を負い続けることを、その条件とします。お客様は、オートデスクの子会社および関連会社が、本サブスクリプション契約の履行を強制できること(本サブスクリプション契約の違反に対して措置を講じることを含む)にも、同意します。本サブスクリプション契約のいずれの条件または規定も、権利放棄をもって対抗されるところの当事者側の署名が付された書面がない限り、権利が放棄されたものとはみなされず、いかなる違反も、免責されません。いかなる(明示または黙示の)権利放棄も、その他の、別段のまたはその後の違反に対しての同意、権利放棄または免責を構成するものではありません。

8.4 米国輸出管理 お客様は、対象ソフトウェア、アップグレード、付属製品、付属サービスおよびサポートが、アメリカ合衆国(以下「米国」)輸出管理法令の対象となることおよびそれらに準拠したものとすることを認めます。米国輸出管理法令に基づき、対象ソフトウェア、アップグレード、付属製品、付属サービスおよびサポートは、規制国に向け、規制最終使用者に向け、または規制最終用途のために、ダウンロード、引渡その他輸出、再輸出または譲渡をすることはできません。お客様は、お客様または自己の人員のいずれも、(a) 規制国に所在しておらず、もしくはその国の居住者もしくは国民でないこと、(b) 米国政府のいずれの規制最終使用者リストにも掲載されていないこと、並びに (c) 米国輸出管理規則に基づき別途認められない限り、核、化学/生物兵器、ロケット装置または無人飛行体の用途に関連する設計、分析、模擬実験、試算、試験その他の活動などを含むいかなる規制対象用途にも、対象ソフトウェア、アップグレード、付属製品、付属サービスおよびサポートを使用しないことを、表明し、保証し、誓約します。お客様は、お客様に適用され得る米国の法律の要件および規制が、受渡を行う対象ソフトウェア、アップグレード、付属製品、付属サービスおよびサポートによって異なる場合があることおよび時間の経過に伴い変動する場合があること、並びに対象ソフトウェア、アップグレード、付属製品、付属サービスおよびサポートに適用される規制について正確に判断するには、米国輸出管理規則および米国財務省海外資産管理局規則を参照する必要があることを、了解します。

8.5 完全なる合意、可分性 本サブスクリプション契約に別段の定めがある場合を除き、本契約条件は、本契約の主題に関して両当事者間の完全な合意を構成するもの(および以前の合意、協議、通信、契約、表明、保証、広告または了解を統合し、かつ、これらに優先するもの)です。両当事者は、本契約の締結に当たり、本契約に明示する以外のいかなる合意、協議、通信、契約、表明、保証、広告または了解にも依拠していないことを認めます。お客様が任意の通信内で規定した条件であって、本サブスクリプション契約を変更しようとするものについては、オートデスクの正式代表者が署名を付した書面をもって同意しない限り、無効となり、効力を有しません。その他の本契約の修正についても、オートデスクの正式代表者が署名を付した書面をもって同意しない限り、無効とします。管轄権を有する裁判所が、上訴できない終局判決において、本契約条件のいずれかの規定について強制不能であると判断したときは、その規定は、可能な限り両当事者の所定の意図に従って強制し、本契約条件の残りの部分については、完全に有効に存続します。

8.6 通知 オートデスクからの通知は、書面で行うものとし、郵便もしくは電子メールで送付し、もしくはオートデスク サブスクリプション センターに掲示し、またはオートデスクが適切な通知であると合理的に判断するその他の方法ですることができます。お客様は、これらの通知の受領を中止することはできません。お客様からの通知は、書面で行うものとし、オートデスクが要求するところに従って、郵送または Web フォームで送付することができます。オートデスクからお客様への通知は、

次の(i)から(iii)のいずれかに掲げる時点をもって、発効するものとします。(i) 電子メールによる通知の場合には、お客様のカスタマー インフォメーション フォームその他お客様がオートデスクに提供した公式の文書に記載された電子メールアドレス宛てに送付された時点、(ii) 郵便による通知の場合には、お客様のカスタマー インフォメーション フォームその他お客様がオートデスクに提供した公式の文書に記載された住所宛てに普通郵便で送付されてから 5 日後、または (iii) オートデスク サブスクリプション センターへの掲示その他オートデスクが合理的であるとみなした方法の場合には、その通知がオートデスク サブスクリプション センターに掲示されてからもしくはオートデスクが合理的であると判断した方法で送付されてから 10 営業日後。Web フォームは、オートデスク サブスクリプション センターを通じて、またはwww.autodesk.com/contactusから、接続することができます。お客様からオートデスクへの通知は、オートデスクに到着した時点で、発効するものとします。

8.7 プライバシー、接続

8.7.1 プライバシー、情報の使用 お客様は、対象ソフトウェア、アップグレード、サポート、付属サービスおよび付属製品の注文、登録、起動、アップデート、認証、監査、監視、インストールおよびアクセス並びにお客様との関係の管理に関連してオートデスクおよびそのリセラー(またはオートデスクおよびそのリセラーを代理する第三者)がカスタマー インフォメーション フォームその他の方法を通じて提供を受けまたは取得する情報およびデータなどを含め、お客様(およびお客様を代理する第三者)が、本サブスクリプション契約に関連してお客様およびその事業に関する特定の情報およびデータ(個人情報なども含む)を提供し、オートデスクおよびそのリセラー(およびオートデスクおよびそのリセラーを代理する第三者)がこれらを取得する場合がある旨認め、これに同意します。お客様はここに、オートデスクが、<http://usa.autodesk.com/company/legal-notices-trademarks/privacy-policy> に現在掲載するオートデスク プライバシー ポリシーなどを含むプライバシーおよびデータ保護に関するオートデスクの方針並びにその随時のアップデートに従って、前述の情報およびデータ(個人情報などがある場合には、その情報も含む)を維持し、使用し、保管しおよび開示することに、同意します。前述の一般性を制限することなく、お客様は、次の(a)から(c)に掲げる事項を認め、これらに同意します。(a) オートデスクが、お客様(およびお客様を代理する第三者)に対し、いつでも、オートデスク プライバシー ポリシー条件への明示的な同意および/または情報およびデータ(個人情報なども含む)の特定用途への明示的な同意をするよう促すことができること、(b) オートデスクが、対象ソフトウェア、アップグレード、サポート、付属製品および付属サービスの提供、保守、管理もしくは使用に関連して、または対象ソフトウェア、アップグレード、サポート、付属製品および付属サービスに係る契約の履行強制に関連して、リセラー、オートデスクの関連会社およびその他の第三者に対し、お客様による対象ソフトウェア、アップグレード、サポート、付属製品および付属サービスの使用に関する情報およびデータその他の情報およびデータを提供できること、並びに (c) オートデスクが、お客様が住所を有する法域よりもお客様の情報およびデータに対する保護力が弱いプライバシー法またはデータ保護法の法域に対してなど、国外に前述の情報およびデータを移すことができること。お客様は、オートデスクが、いつでも、それらの方針を変更できること、および、オートデスクの Web サイトへの掲示その他オートデスクからの書面による通知をもって、お客様にその変更が適用されることを認め、これに同意します。

8.7.2 接続 対象ソフトウェア、アップグレード、付属製品または付属サービス(Web サービスなどを含む)によっては、オートデスクまたは第三者が維持する Web サイトでホストされるコンテンツおよびサービスにお客様がアクセスすることおよびこれを使用することを促進または要求するものがあります。場合により、それらのコンテンツおよびサービスは、その Web サイト上でホストされるものであるにもかかわらず、お客様のコンピュータ上にある対象ソフトウェア内の特性もしくは機能または対象ソフトウェアの拡張機能であるように、見えることもあります。これらのコンテンツまたはサービスにアクセスし、対象ソフトウェアを使用する際には、お客様に対し追加的な情報、特性および機能を提供することまたは対象ソフトウェア、アップグレード、付属製品もしくは付属サービスが

本サブスクリプション契約その他の適用条件で許諾されるところに従って使用されているかどうか確認することなどを目的として、追加の通知なしに、お客様のコンピュータがインターネットに(一時的、断続的または定期的に)自動接続し、オートデスクまたは第三者の Web サイトと通信を行う場合があります。オートデスクの Web サイトに対する当該接続は、第 8 条第 7 項の 1(プライバシー、情報の使用、接続)に定めるプライバシーおよびデータ保護に関するオートデスクの方針に準拠します。第三者の Web サイトに対する当該接続は、そのサイトに掲載されたまたはその他当該第三者のコンテンツもしくはサービスに関連した条件(免責条項および通知等を含む)に準拠します。オートデスクは、当該第三者のコンテンツまたはサービスについて、その管理、推奨または責任の引受をするものではなく、それらのコンテンツまたはサービスに係るお客様と第三者との間の取引(当該第三者のプライバシー ポリシー、個人情報の使用、物品およびサービスの引渡およびその支払並びにその他当該取引に関連する条件などを含む)は、専らお客様と当該第三者との間のみのものとします。オートデスクは、理由の如何を問わず、いつでも、第三者のコンテンツまたはサービスの利用を変更または中止することができます。一部のコンテンツおよびサービス(オートデスクのものであるかまたは第三者のものであるかを問わない)のアクセスおよび使用には、個別条件への同意および/または追加料金の支払を要する場合があります。

8.8 存続 本契約条件の第 7 条および第 8 条は、お客様の一切のサブスクリプション終了後も存続するものとします。

8.9 改定条件 オートデスクは、いつでも、本サブスクリプション契約、サブスクリプション関連の方針、サポート、付属製品、付属サービスおよびその他のサブスクリプションの特典(これらに適用される補足的な条件も含む)を改定することができるものとし、それらの改定があれば、お客様に通知します。通知は、電子メールにより行い、オートデスク サブスクリプション センターに掲示し、またはオートデスクが合理的であるとみなすその他の方法で行うことができます。お客様は、これらの改定を承諾しないときは、オートデスクからのお客様への通知日後30日以内に、オートデスクに対し書面で通知しなければなりません。お客様が、オートデスクに対し前述の通知をしたときは、お客様の既存のサブスクリプションは、(お客様が全契約期間のすべての適用料金を支払済みの場合であれば)お客様のその時点のサブスクリプション契約期間の終了時まで、直前のサブスクリプション契約およびお客様が承諾した関連条件(みなし承諾を含む)に引き続き準拠し、その契約期間の終了時点で、お客様のサブスクリプションは満了するものとし、お客様が全契約期間のすべての適用料金を支払済みでない場合には、お客様のサブスクリプションは、当年末をもって終了するか、またはお客様が適用料金を支払済みの期間をもって終了します。お客様が、オートデスクに対し前述の通知をせず、または、サブスクリプションの新規発注もしくは更新をし、もしくは自己の年次その他のサブスクリプションに係る料金の支払を継続したとき(場合に応じて)は、お客様は、すべての自己のサブスクリプションについて当該改定を承諾したものとみなされます。前述にもかかわらず、オートデスクが、本サブスクリプション契約、またはサポート、付属製品、付属サービス、アップグレードおよび/もしくはその他のサブスクリプションの特典に係るいずれかのサブスクリプション関連の方針(これらに適用される補足的な条件も含む)を改定したときは、お客様は、当該改定に関連して生じる料金があれば、オートデスクまたはリセラーに対しその適切な料金を支払わない限り、それらの改定に基づき提供されるいかなる追加的な特典またはサービスも受けることはできません。

8.10. 言語

本サブスクリプション契約の英語版と翻訳版との間に不一致が生じたときは、英語版が法的拘束力を有します。お客様は、カナダでサブスクリプションを購入した場合には、次に掲げる文言に同意します。両当事者はここに、両当事者の意思により、本契約およびこれに係るその他の文書(通知を含む)が、英語のみで記述されたものであることおよび英語のみで記述されることを、確認します。

付属書 A

サブスクリプションの特典

1. サポート(フォーラム サポートおよび Web サポート):

A. 優先的フォーラム サポート: 特定の対象ソフトウェアに関して、一部の国または地域で、オートデスクの製品サポート スペシャリストが製品フォーラムを監視し、技術サポートの問い合わせに対し協力を提供します。オートデスクは、お客様が自己のサブスクリプション センター アカウントとフォーラム アカウントとを正確に関連付けている場合に限り、現地営業時間中 2 日以内に、対象ソフトウェアに関して監視対象のフォーラムに提出されたお客様のサポート リクエストに対しレスポンスを提供するために、商業上合理的な努力を払います。

B. Web サポート:

Web サポートは、下記 C の表に示した利用可能サポート時間中に、お客様のユーザを通じて、お客様に提供されます。ただし、予定されたシステム メンテナンスの間は、Web サポートが一時的に利用できない場合があります。Web サポートに関するすべてのサポート リクエストは、オートデスク サブスクリプション センターに表示された指示および手順に従って、同センターのみを通じて提出するものとします。オートデスクは、下記 C の表に示した該当する目標範囲内でレスポンスを提供するために、商業上合理的な努力を払います。オートデスクの Web サポート関連の通知は、通常、オートデスク サブスクリプション センターに掲示され、お客様のユーザには、電子メールでその情報の掲示が通知されます。お客様のユーザには、オートデスクの裁量に応じて、特定のインシデントの緩和策または解決処理を促進するために、電子メールまたは電話で連絡が行われる場合もあります。

C. Web サポート、サポート時間およびレスポンス目標:

オートデスクは、下記の表に示したインシデントの深刻度レベル別の目標指定時間内にレスポンスを提供するために、商業上合理的な努力を払います。オートデスクの Web サポート関連の通知は、通常、オートデスク サブスクリプション センターに掲示され、お客様のユーザには、電子メールでその情報の掲示が通知されます。お客様のユーザには、オートデスクの裁量に応じて、特定インシデントの処理を促進するために、電子メールまたは電話で連絡が行われる場合もあります。

インシデントの深刻度レベル	利用可能サポート時間	レスポンス目標
深刻度 1 – 重大	お客様はいつでも Web サポート リクエストを提出することができます。	オートデスクによるお客様のサポート リクエスト受領後 4 現地営業時間以内
深刻度 2 – 緊急	お客様はいつでも Web サポート リクエストを提出することができます。	オートデスクによるお客様のサポート リクエスト受領後 8 現地営業時間以内
深刻度 3 – 標準 ¹	お客様はいつでも Web サポート リクエストを提出す	オートデスクによるお客様のサポート リクエスト受

	ることができます	領後 16 現地営業 時間以内
--	----------	--------------------

注意:

¹お客様は、対象ソフトウェアへの新たな特性、エンハンスメントまたは機能の追加を求めるサポートリクエストを提出することができ、適用される利用可能サポート時間およびレスポンス目標は、深刻度 3 としますが、ステータス レポート目標は、3 カ月ごとに 1 回とし、解決処理目標については、適用されないものとし、オートデスクは、これらのサポート リクエストを解決処理するいかなる義務も負いません。

2. サブスクリプションの主な特典:

A. アップグレード:

契約期間中、お客様は、サブスクリプションが適用される対象ソフトウェアに関してオートデスクが提供する新規のアップグレードが利用可能となった時点で、これを受け取ることができます。お客様は、該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスおよび本サブスクリプション契約に従って、その新規のアップグレードをインストールしてアクセスすることができます。

B. 付属製品:

契約期間中、本サブスクリプション契約第 2 条第 3 項に規定する条件および付属製品に関して定める補足的条件に従い、お客様は、サブスクリプションを購入している対象ソフトウェアに関して、サブスクリプションの契約期間中、オートデスクから提供される付属製品を受け取り、またはこれに接続して使用すること(場合に応じて)ができます。

C. 付属サービス:

契約期間中、本サブスクリプション契約第 2 条第 3 項に規定する要件および特定の付属サービスに関して定める補足的条件に従い、お客様は、対象ソフトウェアに関して、サブスクリプションの契約期間中、オートデスクから提供される付属サービスに接続して使用または行使すること(場合に応じて)ができます。

前述の一般性を制限することなく、当該付属サービスには、お客様の対象ソフトウェアおよび/またはお客様の国もしくは地域で利用可能な場合には、次の(i)から(iv)に掲げる項目などが含まれる場合があります。

(i) 前バージョンの使用(第 2 条第 4 項に基づく)

サブスクリプションの契約期間中、お客様は、本サブスクリプション契約第 2 条第 4 項の要件に従い、かつ、同条項に準拠して、サブスクリプションに基づき対象ソフトウェアの前バージョンをインストールしてアクセスすることができます。

(ii) ホーム ユース権

該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに定める別段の規定にもかかわらず、サブライセンス契約期間中、本第 2 条 C の(ii)に定める要件に従ったうえで、お客様は、該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに基づき、専らお客様の内部事業上の必要性に向けた使用のみを目的として、対象地域内にあるお客様の事業場所から離れた場所のコンピュータ(従業員の自宅にある業務支給
Rev. 04/25/2011

または個人所有のコンピュータを含む)上に、サブスクリプション契約期間中、対象ソフトウェアの二次コピーをインストールし、または従業員にこれをインストールさせることができます。前述の内部事業上の必要性には、対象ソフトウェアに関する従業員の訓練および教育などが含まれる場合があります。お客様の職場でインストールされた対象ソフトウェアのコピーは、「一次ライセンス」準拠といい、お客様の職場から離れた場所でインストールされた対象ソフトウェアのコピーは、「ホーム ユース ライセンス」準拠といいます。ホーム ユース ライセンスは、対象ソフトウェアまたは国によっては利用できない場合があります。

お客様のホーム ユースには、次の(a)から(i)に掲げるすべての事項が適用されます。

(a) お客様は、現行のサブスクリプションのもとで自己が有する対象ソフトウェアに関して適用ライセンス基準等で定められる使用または数量の総承認範囲までに限り、対象ソフトウェアのホーム ユース コピーをインストールすることができます。

(b) お客様は、後述の部分で定めるところに従って、オートデスクからホーム ユース ライセンスの適切なオーソライゼーション コードを取得しなければなりません。

(c) ホーム ユース ライセンス準拠の対象ソフトウェアは、一次ライセンス準拠の対象ソフトウェアと同時にアクセスすることはできません。

(d) お客様のホーム ユース権は、オートデスクからホーム ユース ライセンスのオーソライゼーション コードが発行された日に開始となり、その日から 13 カ月間にわたり存続し、ホーム ユース ライセンス準拠の対象ソフトウェアは、その時点をもって機能が終了します。

(e) ホーム ユース ライセンスは、新規アップグレードによる乗換の対象ではなく、紛失、盗難または損傷の場合であってもオートデスクによる交換は行われず、本ライセンスを要求することができるのは対象ソフトウェアの現行リリースおよび直前の 2 リリースのみとなります。

(f) サポートは、一次ライセンス準拠の対象ソフトウェアでは引き続き利用できるが、ホーム ユース ライセンス準拠の対象ソフトウェアでは利用できません。

(g) ホーム ユース ライセンス準拠の対象ソフトウェアは、対応する一次ライセンス準拠の対象ソフトウェアと同一のローカライゼーションおよびリリースでなければなりません。

(h) 従業員による対象ソフトウェアのホーム ユースは、その従業員がお客様を退職した際に終了しなければならず、元従業員によるソフトウェアのホーム ユースの継続は、本サブスクリプション契約およびお客様のオートデスク ソフトウェア ライセンスの違反を構成するものとします。

(i) ホーム ユース ライセンスのリクエストは、次に掲げる手順に従って、お客様のソフトウェア コーディネータまたは契約管理者のみが提出することができます。

ホーム ユース ライセンスの取得手順 一次ライセンスが、スタンドアロン版に関するもの、または該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに基づきスタンドアロン ライセンスに準拠するものであるときは、お客様は、対象ソフトウェアのホーム ユース ライセンスをインストールするために、自己の保有するメディアを使用することができます。スタンドアロン版またはスタンドアロン ライセンスのホーム ユース ライセンスをインストールしたら、お客様は、オートデスクからオーソライゼーション コードを取得しなければなりません。スタンドアロン版またはスタンドアロン ライセンスのホーム ユース ライセンスは、対応する一次ライセンスと同一のシリアル番号を有します。

一次ライセンスが、ネットワーク版に関するもの、または該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに基づきネットワーク ライセンスに準拠するものであるときは、お客様は、ホーム ユース ライセンス申請書に記入し、これをオートデスクに提出しなければなりません。適正に記入されたホーム ユース ライセンス申請書の受領後、オートデスクは、お客様に対し、ホーム ユース ライセンスをインストールする際に使用することができる付属的なシリアル番号を提供します。お客様は、ホーム ユース ライセンスをインストールしたら、オートデスクからオーソライゼーション コードを取得しなければなりません。ホーム ユース ライセンスと、対応するネットワーク版またはネットワーク ライセンスの一次ライセンスとは、異なったシリアル番号となり、当該ホーム ユース ライセンスは(場合に応じて)スタンドアロン版またはスタンドアロン ライセンスとなりますので、ご注意ください。

オートデスクは、ホーム ユース ライセンス準拠の対象ソフトウェアに関して新規のメディアを提供する義務を負うものではなく、メディアを要請され提供した場合には、追加料金を適用することができます。新たなメディアの提供がない場合には、お客様は、対応する一次ライセンス準拠の対象ソフトウェアが、スタンドアロン版、スタンドアロン ライセンスまたはネットワーク版もしくはネットワーク ライセンスのいずれであるかを問わず、ホーム ユース ライセンス準拠の対象ソフトウェアをインストールするために自己の既存メディアを使用しなければなりません。

(iii) 対象地域外使用权

対象地域に関して該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに定める別段の規定にもかかわらず、契約期間中、本第 2 条 C の(iii)に定める要件に従ったうえで、お客様は、オートデスクの書面による同意がなくとも、任意の 12 カ月間中に 90 日を超えない期間において、サブスクリプションの契約期間中、対象ソフトウェアをポータブル コンピュータ上にインストールして、対象地域外でその対象ソフトウェアにアクセスし、または従業員にそのインストールおよびアクセスをさせることができます。対象地域外使用の対象ソフトウェアは、該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに定めるところに従って、お客様の内部事業上の必要のみを目的として使用することができます。対象地域外使用は、対象ソフトウェアまたは国によっては利用できない場合があります。

お客様の対象地域外使用には、次の(a)から(d)に掲げるすべての事項が適用されます。

(a) 本第 2 条 C の(iii)に別段の定めがある場合を除き、お客様は、適用されるあらゆる米国その他の輸出管理法規を遵守することなどを含め、該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスのすべての規定を遵守します。

(b) お客様によるアクセスは、対象地域外にある間は、お客様が携行するポータブル コンピュータ上に限定します。

(c) 対象ソフトウェアは、対象地域外にある間は、他のコンピュータに複製もしくは転送し、またはお客様以外の者がアクセスすることはできません。

(d) お客様が、サポートを受ける資格を有する場合、その利用可能サポート時間は、サブスクリプションの当該種別およびお客様の対象地域のものが適用されます。

(iv) Web サービス

お客様のサブスクリプションの契約期間中、オートデスクは、お客様に対し、サブスクリプションの特典として、お客様の対象ソフトウェアに関する特定の Web サービスの利用機会を提供する場合があります。対象ソフトウェアおよびお客様のサブスクリプション区分に関して利用可能な Web サービスがある場合には、オートデスクの Web サイトまたはオートデスクが指定するその他の場所に表示されます。

付属書 B

ゴールド サポート付きサブスクリプションの特典

1. ゴールド サポート(フォーラム サポート、Web サポートおよび電話サポート):

A. 優先的フォーラム サポート: 特定の対象ソフトウェアに関して、一部の国または地域では、オートデスクの製品サポート スペシャリストが製品フォーラムを監視し、技術サポートの問い合わせに対し協力を提供します。オートデスクは、お客様が自己のサブスクリプション センター アカウントとフォーラム アカウントとを正確に関連付けている場合に限り、現地営業時間中 2 日以内に、監視対象のフォーラムに提出されたお客様のサポート リクエストに対しレスポンスを提供するために、商業上合理的な努力を払います。

B. Web サポート:

Web サポートは、下記 C の表に示した利用可能サポート時間中に、お客様のユーザを通じて、お客様に提供されます。ただし、予定されたシステム メンテナンスの間は、Web サポートが一時的に利用できない場合があります。Web サポートに関するすべてのサポート リクエストは、オートデスク サブスクリプション センターに表示された指示および手順に従って、同センターのみを通じて提出するものとします。オートデスクは、下記 C の表に示した該当する目標範囲内でレスポンスを提供するために、商業上合理的な努力を払います。オートデスクの Web サポート関連の通知は、通常、オートデスク サブスクリプション センターに掲示され、お客様のユーザには、電子メールでその情報の掲示が通知されます。お客様のユーザには、オートデスクの裁量に応じて、特定インシデントの緩和策または解決処理を促進するために、電子メールまたは電話で連絡が行われる場合もあります。

C. ゴールド電話サポート、サポート時間およびレスポンス目標:

お客様は、ゴールド サポート付きサブスクリプションを購入した場合には、指名コーラーを 4 人まで指名することができます。電話サポート リクエストは、指名コーラーのみが提出することができます。ゴールド電話サポートは、下記の表に示した利用可能サポート時間中に、電話で、お客様の指名コーラーに対して提供されます。ゴールド電話サポートに関するすべてのサポート リクエストは、本サブスクリプション契約第 2 条第 2 項の要件に従って、地域ごとのオートデスク コール センターに提出することができます。オートデスクは、下記の表に示したインシデントの深刻度レベル別の目標指定時間内にレスポンスを提供するために、商業上合理的な努力を払います。オートデスクのレスポンスは、通常、製品サポート スペシャリストからの電話連絡で、お客様の指名コーラーに連絡されます。

インシデントの深刻度レベル	利用可能サポート時間	レスポンス目標
深刻度 1 – 重大	お客様は現地営業時間中に電話サポート リクエストを提出することができます。Web サポート リクエストはいつでも提出することができます。	オートデスクによるお客様のサポート リクエスト受領後 2 現地営業時間以内
深刻度 2 – 緊急	お客様は現地営業時間中に電話サポ	オートデスクによるお客様のサポー

	ート リクエストを提出することができます。 Web サポート リクエストはいつでも提出することができます。	ト リクエスト受領後 4 現地営業時間以内
深刻度 3 – 標準 ¹	お客様は現地営業時間中にサポート リクエストを提出することができます。 Web サポート リクエストはいつでも提出することができます。	オートデスクによるお客様のサポート リクエスト受領後 8 現地営業時間以内

注意:

¹お客様は、対象ソフトウェアへの新たな特性、エンハンスメントまたは機能の追加を求めるサポート リクエストを提出することができ、適用される利用可能サポート時間およびレスポンス目標は、深刻度 **3** とします。ただし、オートデスクは、これらのサポート リクエストを解決処理するいかなる義務も負いません。

2. サブスクリプションの主な特典:

A. アップグレード:

契約期間中、お客様は、サブスクリプションが適用される対象ソフトウェアに関してオートデスクが提供する新規のアップグレードが利用可能となった時点で、これを受け取ることができます。お客様は、該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスおよび本サブスクリプション契約に従って、その新規のアップグレードをインストールしてアクセスすることができます。

B. 付属製品:

契約期間中、本サブスクリプション契約第 2 条第 3 項に規定する条件および付属製品に関して定めるその他の条件に従い、お客様は、サブスクリプションを購入している対象ソフトウェアに関してオートデスクから提供される付属製品を受け取り、またはこれに接続して使用すること(場合に応じて)ができます。前述の一般性を制限することなく、当該付属製品には、お客様の対象ソフトウェアおよび/またはお客様の地域で利用可能な場合には、拡張機能、プラグイン、ツール、サブスクリプションアドバンテージ パックその他の製品エンハンスメントなどが含まれる場合があります。

C. 付属サービス:

契約期間中、本サブスクリプション契約第 2 条第 3 項に規定する要件および特定の付属サービスに関して定めるその他の条件に従い、お客様は、サブスクリプションを購入している対象ソフトウェアに関してオートデスクから提供される付属サービスに接続して使用または行使すること(場合に応じ

て)ができます。前述の一般性を制限することなく、当該付属サービスには、お客様の対象ソフトウェアおよび/またはお客様の地域で利用可能な場合には、次の(i)から(iv)に掲げる項目などが含まれる場合があります。

(i) 前バージョンの使用(第 2 条第 4 項に基づく)

契約期間中、お客様は、本サブスクリプション契約第 2 条第 4 項の要件に従い、かつ、同条項に準拠して、サブスクリプションに基づき対象ソフトウェアの前バージョンをインストールしてアクセスすることができます。

(ii) ホーム ユース権

一次ライセンスが、スタンドアロン版に関するもの、または該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに基づきスタンドアロン ライセンスに準拠するものであるときは、お客様は、対象ソフトウェアのホーム ユース ライセンスをインストールするために、自己の保有するメディアを使用することができます。スタンドアロン版またはスタンドアロン ライセンスのホーム ユース ライセンスをインストールしたら、お客様は、オートデスクからオーソライゼーション コードを取得しなければなりません。スタンドアロン版またはスタンドアロン ライセンスのホーム ユース ライセンスは、対応する一次ライセンスと同一のシリアル番号を有します。

一次ライセンスが、ネットワーク版に関するもの、または該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに基づきネットワーク ライセンスに準拠するものであるときは、お客様は、ホーム ユース ライセンス申請書に記入し、これをオートデスクに提出しなければなりません。適正に記入されたホーム ユース ライセンス申請書の受領後、オートデスクは、お客様に対し、ホーム ユース ライセンスをインストールする際に使用することができる付属的なシリアル番号を提供します。お客様は、ホーム ユース ライセンスをインストールしたら、オートデスクからオーソライゼーション コードを取得しなければなりません。ホーム ユース ライセンスと、対応するネットワーク版またはネットワーク ライセンスの一次ライセンスとは、異なったシリアル番号となり、当該ホーム ユース ライセンスは(場合に応じて)スタンドアロン版またはスタンドアロン ライセンスとなりますので、ご注意ください。

オートデスクは、ホーム ユース ライセンス準拠の対象ソフトウェアに関して新規のメディアを提供する義務を負うものではなく、メディアを要請され提供した場合には、追加料金を適用することができます。新たなメディアの提供がない場合には、お客様は、対応する一次ライセンス準拠の対象ソフトウェアが、スタンドアロン版、スタンドアロン ライセンスまたはネットワーク版もしくはネットワーク ライセンスのいずれであるかを問わず、ホーム ユース ライセンス準拠の対象ソフトウェアをインストールするために自己の既存メディアを使用しなければなりません。

(iii) 対象地域外使用权

対象地域に関して該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに定める別段の規定にもかかわらず、契約期間中、本第 2 条 C の(iii)に定める要件に従ったうえで、お客様は、オートデスクの書面による同意がなくとも、任意の 12 カ月間中に 90 日を超えない期間において、サブスクリプションに基づく対象ソフトウェアをポータブル コンピュータ上にインストールして、対象地域外でその対象ソフトウェアにアクセスし、または従業員にそのインストールおよびアクセスをさせることができます。対象地域外使用の対象ソフトウェアは、該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスに定めるところに従って、お客様の内部事業上の必要のみを目的として使用することができます。対象地域外使用は、対象ソフトウェアまたは国によっては利用できない場合があります。

お客様の対象地域外使用には、次の(a)から(d)に掲げるすべての事項が適用されます。

(a) 本第 2 条 C の(iii)に別段の定めがある場合を除き、お客様は、適用されるあらゆる米国その他の輸出管理法規を遵守することなどを含め、該当するオートデスク ソフトウェア ライセンスのすべての規定を遵守します。

(b) お客様によるアクセスは、対象地域外にある間は、お客様が携行するポータブル コンピュータ上に限定します。

(c) 対象ソフトウェアは、対象地域外にある間は、他のコンピュータに複製もしくは転送し、またはお客様以外の者がアクセスすることはできません。

(d) お客様が、サポートを受ける資格を有する場合、その利用可能サポート時間は、サブスクリプションの当該種別およびお客様の対象地域のものが適用されます。

(iv) Web サービス

お客様のサブスクリプションの契約期間中、オートデスクは、お客様に対し、サブスクリプションの特典として、お客様の対象ソフトウェアに関する特定の **Web** サービスの利用機会を提供する場合があります。対象ソフトウェアおよびお客様のサブスクリプション区分に関して利用可能な **Web** サービスがある場合には、オートデスクの **Web** サイトまたはオートデスクが指定するその他の場所に表示されます。

付属書 c

ユーザ/指名コーラーの国別による現地営業時間

ユーザまたは指名コーラーの拠点	該当する現地営業時間
インド	月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 6 時(GMT +5:30)
ブータン、中国、香港、マカオ、モンゴル、台湾(中華民国)	月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 6 時(GMT +8:00)
ブルキナファソ、コートジボワール、フォークランド諸島(マルビナス)、フェロー諸島、ガンビア、ガーナ、グリーンランド、ギニア、ギニアビサウ、アイスランド、アイルランド、リベリア、マリ、モーリタニア、モロッコ、ポルトガル、セント・ヘレナ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、イギリス、西サハラ	月曜日から金曜日の午前 8 時から午後 5 時(GMT)
日本	月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 6 時(GMT +9:00)
韓国	月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 6 時(GMT +9:00)
トリニダード・トバゴ、アメリカ合衆国	月曜日から金曜日の午前 8 時から午後 6 時(EST、GMT -5:00)
アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルーバ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、バミューダ、ボリビア、ケイマン諸島、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、オランダ領アンティル諸島、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ピトケアン諸島、プエルトリコ、セントキッツ・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、スリナム、トンガ、タークス・カイコス諸島、ウルグアイ、ベネズエラ	月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 6 時(GMT -6:00)
アフガニスタン、オーランド諸島、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン	月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時(GMT +1:00)

ン、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、イギリス領インド洋地域、ブルネイ・ダルサラーム、ブルガリア、ブルンジ、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ、コンゴ民主共和国、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、フランス領ギアナ、フランス領ポリネシア、フランス南部海外領、ガボン、グルジア、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、グアドループ、教皇庁(バチカン市国)、ハンガリー、イラク、イスラエル、イタリア、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、コソボ、クウェート、キルギスタン、ラトビア、レバノン、レソト、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マケドニア、マダガスカル、マラウイ、マルタ、マルティニーク、モーリシャス、マヨット、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、モントセラト、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニューカレドニア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、ポーランド、カタール、レユニオン、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ、サンピエール・ミクロン、サンマリノ、サウジアラビア、セルビア、セーシェル、スロバキア、スロベニア、ソマリア、南アフリカ、スペイン、スワジランド、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タンザニア、トーゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ワリー・エ・フトゥーナ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ	
ブラジル	月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 6 時(GMT -3:00)
米国領サモア、アンギラ、南極大陸、オーストラリア、バングラデシュ、カンボジア、クリスマス島、ココス諸島、クック諸島、フィジ	月曜日から金曜日の午前 7 時から午後 3 時(GMT +1:00)

ー、グアム、ハード島とマクドナルド諸島、インドネシア、キリバス、ラオス、マレーシア、モルデイブ、マーシャル諸島、ミクロネシア、ミャンマー、ナウル、ネパール、ニュージーランド、ニウエ、ノーフォーク島、北マリアナ諸島、パラオ、パプアニューギニア、フィリピン、サモア、シンガポール、ソロモン諸島、スリランカ、タイ、東ティモール、トケラウ、ツバル、合衆国領有小離島、バヌアツ、イギリス領ヴァージン諸島、米国領ヴァージン諸島	
カナダ	月曜日から金曜日の正午 12 時から午後 8 時(EST、GMT -5:00)